

阿賀野市告示第26号

阿賀野市子育て世帯に対する価格高騰対策等重点支援給付金支給事務実施要綱を次のように定める。

令和6年2月27日

阿賀野市長 田中清善

阿賀野市子育て世帯に対する価格高騰対策等重点支援給付金支給事務
実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、光熱費や食料品等の価格高騰による負担増に直面する子育て世帯への支援として、住民税非課税世帯等及び住民税均等割のみ課税世帯のうち児童を養育する世帯に対して、臨時的な措置として実施する、子育て世帯に対する価格高騰対策等重点支援給付金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 阿賀野市子育て世帯に対する価格高騰対策等重点支援給付金（以下「子育て世帯給付金」という。）は、前条の趣旨に基づき、阿賀野市（以下「市」という。）によって支給される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 子育て世帯給付金の支給対象者は、令和5年12月1日から申請日までにおいて、市の住民基本台帳に記録されている者（令和5年12月1日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、令和5年度の基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村（区は地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条の規定による特別区をいう。以下同じ。）の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、令和5年12月1日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下同じ。）であって、次の各号のいずれにも該当する世帯の世帯主とする。

- (1) 令和5年度阿賀野市住民税非課税世帯に対する価格高騰対策等重点支援給付金支給事務実施要綱（令和5年阿賀野市告示第109号）及び阿賀野市住民税均等割のみ課税世帯に対する価格高騰対策等重点支援給付金支給事務実施要綱（令和6年阿賀野市告示第14号）で定める給付金（以下「非課税世帯等及び均等割のみ課税世帯への給付金」という。）の支給対象となる世帯の世帯主のうち、第5条で規定する対象児童を養

育する者

(2) 令和5年12月1日から第7条第1項による確認書の提出日又は申請書の申請日まで継続して市の住民基本台帳に記録されている世帯

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する世帯の世帯主は令和6年度の子育て世帯給付金の支給対象者とする。

(1) 同一の世帯に属する者全員が、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和6年度分の市区町村民税所得割が課されていない者又は市区町村の条例で定めるところにより当該市区町村民税所得割を免除された者である世帯のうち、第5条で規定する対象児童を養育する者

(2) 別に定める基準日(令和5年12月1日と併せて、以下「基準日」という。)から第7条第1項による申請書の申請日まで継続して市の住民基本台帳に記録されている世帯

(3) 令和5年度の非課税世帯等及び均等割のみ課税世帯への給付金の支給対象でない世帯

3 前2項の規定にかかわらず、基準日の属する年度において次の各号に該当する世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(1) 市区町村民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯

(2) 租税条約による免除の適用の届出によって市区町村民税が課されていない者を含む世帯

(3) 基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があったものは、同一世帯とみなし、同一住所に住民登録されているいずれかの世帯に対し非課税世帯等給付金又は重点支援給付金を支給した場合の、同一住所におけるその他の世帯

(支給額)

第4条 子育て世帯給付金の支給額は、次条で規定する対象児童1人につき5万円とする。

(対象児童)

第5条 対象児童は、基準日が属する年度の3月31日時点で18歳以下である児童とする。

(受給権者)

第6条 子育て世帯給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。

ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

- 2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

（支給の方式）

第7条 子育て世帯給付金の支給を受けようとする者は、子育て世帯に対する価格高騰対策等重点支援給付金支給要件確認書（第1号様式。以下「確認書」という。）の提出又は子育て世帯に対する価格高騰対策等重点支援給付金申請書（請求書）（第2号様式。以下「申請書」という。）の申請により行う。

- 2 子育て世帯給付金の支給を受けようとする者は、重点支援給付金の確認書又は申請書（以下「確認書等」という。）の提出にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、本人による提出であることを証する。

第8条 市は、前条の規定に関わらず、基準日の属する年の1月2日から基準日まで当該世帯に転入した者がいない世帯等、第3条に掲げる支給要件を満たすことを確認できること、かつ公金受取口座の登録等により振込先口座が確認できる世帯に、支給決定通知書により重点支援給付金の支給の申込みを行う。

- 2 前項による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、支給口座の変更又は受給の拒否を申し出ることができる。
- 3 市長は、別に定める日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、子育て世帯給付金を支給する。

（代理による申請）

第9条 支給対象者に代わり、代理人として第7条の規定による確認書等の提出を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者

等で市長が特に認める者

2 代理人が子育て世帯給付金の確認書等を提出するときは、当該代理人は確認書等に加え、委任状を提出する。この場合において、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

(申請期限等)

第10条 子育て世帯給付金の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 申請書の提出期限についても、市長が別に定める日とする。

(支給の決定)

第11条 市長は、確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し子育て世帯給付金を支給する。

(子育て世帯給付金の支給等に関する周知等)

第12条 市長は、この子育て世帯給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第13条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第9条第2項の提出期限までに確認書等の提出が行われなかった場合、支給対象者が子育て世帯給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第11条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときにおいても、支給を受けることを辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により重点支援給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った子育て世帯給付金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 子育て世帯給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第16条 前条までに定めるもののほか、この告示の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年2月27日から施行し、令和6年2月8日から適用する。

(有効期限)

- 2 この告示は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。

別記（第5条関係）

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 次に掲げる事例であって、かつ、各号の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の重点支援給付金については、市から支給する。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。））又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしてしている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において市に住民票を移していない者

イ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）

に基づく支援措置の対象となっていること。

エ アからウに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合であること。(婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。)

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、次の各号のいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。））及び児童以外の者（基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。）及び第6号における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。））については、市における申請・受給権者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。次号において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。)
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精

神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）

- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第373号）第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）
- (6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

次の各号のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日にお

いて、市の住民基本台帳に記録されている者については、市における申請・受給権者とする。ただし、市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課から給付金担当課に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

- (1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者（措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が相当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
- (2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していない、いわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であって、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、市において住民基本台帳に記録されたときは、市における申請・受給権者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、市における申請・受給権者とする。

様

阿賀野市長

子育て世帯に対する価格高騰対策等重点支援給付金支給要件確認書

子育て世帯に対する価格高騰対策等重点支援給付金について、年度の住民税課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

内容を確認して、年 月 日（当日消印有効）までに、この確認書を返送してください。

支給方法
支給口座
支給額 円

世帯主の方が記入してください。

※本給付金を受給しない場合は、右欄に『×』印を記入してください。【私の世帯は給付金を受給しません □】

記載された口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、口座欄が空欄の場合には、以下のいずれか1つのチェック欄（□）に『✓』を入れてください。

上記口座に代えて（又は上記の口座欄が空欄の場合）

世帯主（申請者）の個人番号

- ①世帯主（申請者）名義の公金受取口座への振込を希望します。
②次の現に使用している世帯主（申請者）名義の口座への振込を希望します。
③次の口座への振込を希望します。（通帳の写しが必要。長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

【受取口座記入欄】

Table with 5 columns: 金融機関名, 支店名, 分類, 口座番号(右詰め), 口座名義人(カナ)

Table with 5 columns: ゆうちょ銀行, 店名, 種目, 口座番号(右詰め), 口座名義人(カナ)

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名, 確認日, 令和 年 月 日, 連絡先電話番号

(裏面もご覧ください。)

本給付金の対象児童は下記のとおりです。

	フリガナ	性別	生年月日		フリガナ	性別	生年月日
	氏名				氏名		
1				4			
2				5			
3				6			

代理人が確認又は世帯主以外が受給する場合は、下記欄に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人 (名義人)	フリガナ	申請者との 関係	代理人(名義人) 生年月日	代理人(名義人)住所	
	代理人(名義人)氏名		明治・大正・昭和・平成	世帯主(申請者)と同一世帯はチェック <input type="checkbox"/>	
			年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()	
上記の者を代理人と認め、 給付金の(確認・請求 受給 確認・請求及び受給)			を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。	世帯主氏名	署名(又は記名押印) 

振込先金融機関口座確認書類

(表面上部に記載の口座以外の口座で③に記入した口座への振込を希望する方のみ)

受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる
通帳やキャッシュカードの写し(コピー)を1つ貼付してください。

本人(代理人)確認書類

表面下部の①から③までにチェックを入れた方
代理人が確認(受給)する方

()
運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し(コピー)を1つ貼付してください。

※代理人が手続きした場合は代理人の本人確認書類となります。

子育て世帯に対する価格高騰対策等重点支援給付金
申請書(請求書)

支給市区町村(※申請時点の居住市区町村)

阿賀野市長 様

市受付印

2ページ目の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1 申請・請求者、配偶者等

			記入日	令和	年	月	日
(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所				
	男 ・ 女	S・H 年 月 日	電話	()		
令和5年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合)			申請者の個人番号(マイナンバー) (12桁)				
配偶者等氏名	同居・別居 の別	別居の場合は住所を記載			配偶者等の個人番号(マイナンバー) (12桁)		
	同居 ・ 別居						

(注1) 配偶者等の欄は、2人以上で児童を養育している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人、父母指定者等をいいます。

(注2) 配偶者等が複数人いる場合は、上記以外の配偶者等の氏名、同居・別居の別、別居の場合は住所、マイナンバーを別紙で提出してください。

2 給付金申請児童等

今回、給付金を申請する児童について、申請時点の状況を表Aに記入してください。
また、既に本給付金を受給したことがある場合は、表Bにその対象となった児童の氏名を記入してください。

表A 今回、給付金の支給を申請する児童について記入してください。

	(フリガナ) 氏名	関係性	性別	生年月日	同居・別居 の別	住所 (別居の場合記載)	監護の有無	生計 関係	児手 対象児童 (申請中含む)	特児扶 対象児童 (申請中含む)
1				H・R 年 月 日	同居 ・ 別居		有 ・ 無	同一 ・ 維持		
2				H・R 年 月 日	同居 ・ 別居		有 ・ 無	同一 ・ 維持		
3				H・R 年 月 日	同居 ・ 別居		有 ・ 無	同一 ・ 維持		
4				H・R 年 月 日	同居 ・ 別居		有 ・ 無	同一 ・ 維持		
5				H・R 年 月 日	同居 ・ 別居		有 ・ 無	同一 ・ 維持		

表A 記載時の注意事項

※「関係性」の欄は、申請者と児童の関係性について次の記号を記入してください。また、必要な書類を提出してください。

- ① 父母 → 別居する児童を監護している場合は、別居する児童が属する世帯の世帯主の氏名、児童からみた世帯主の続柄が分かる資料(児童の世帯の住民票など)
- ② 未成年後見人 → 未成年後見人である旨の申立書、対象児童の戸籍抄本等、対象児童の実親の状況(氏名、存否、住所)が分かる資料(様式自由)
- ③ その他養育者 → 対象児童の実親の状況(氏名、存否、住所)が分かる資料(様式自由)
- ④ 里親 → 対象児童が委託されていることを明らかにすることができる書類

※「生計関係」の欄は、次によって記入してください。

- 1)「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人または父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしている場合に○で囲んでください。
- 2)「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持している場合に○で囲んでください。

表B 重複支給の確認等のため、既に本給付金を受給している場合は、給付金の対象となった児童の氏名を記入してください。(以下の児童については、今回の給付金の支給対象とはなりません)

	氏名		氏名		氏名
1		2		3	

(次ページにつづきます。)

3 申請額・請求額

対象児童数 (表Aの人数)	人	申請額・請求額	円
------------------	---	---------	---

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「3. 給付金申請児童等」の表Aに記入した今回支給申請をする人数になります。
 ※ 申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童数3人の場合 : 50,000円 × 3人 = 150,000円

4 受取方法

希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を記入して、必要事項を記入してください。

(注)申請時点で居住している自治体より児童手当、特別児童扶養手当を受給している方(申請中の方)は記入不要です。

ア 世帯主(申請者)名義の公金受取口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)

※ マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要です。

イ 次の現に使用している世帯主(申請者)名義の口座への振込みを希望します。

※ この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認のため、水道局や税務課等に照会することを承諾します。

水道料引落口座 住民税等の引落口座 児童手当等の受給口座 (希望する場合いずれか一つにチェック)

ウ 指定の金融機関口座(原則、1 の申請・請求者の口座とします)への振込みを希望します。

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	1.銀行	本・支店 本・支所 出張所	1普通		
	2.金庫		2当座		
	3.信組	支店コード			
	4.信連				
	5.農協				
	6.漁協				
	7.信漁連				

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約・同意事項】

各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)(以下「給付金(ひとり親世帯以外分)」という。)の支給要件に該当します。

給付金(ひとり親世帯以外分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な

住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

公簿等で確認できない場合は、市の求めに応じて関係書類を提出します。

この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金(ひとり親世帯以外分)の請求書として取り扱います。

市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年3月31日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(ひとり親世帯以外分)が支給されないことに同意します。

給付金(ひとり親世帯以外分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(ひとり親世帯以外分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(ひとり親世帯以外分)を返還します。

同一児童について給付金(ひとり親世帯分)または給付金(ひとり親世帯以外分)を受給済みではありません(受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯以外分)を返還します)。

提出書類

『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)申請書(請求書)』(本書)

※ 必要事項をご記入ください。

『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください(※「4. 受取方法」で「イ」を選択した場合に限る)。

----- 以下は提出が必要なかたのみ -----

『申請・請求者の世帯の状況、表Aの児童との関係性を確認できる書類』

※ 表A関係性①→申請・請求者又は児童の戸籍謄本、児童の住民票(児童が同居の場合は不要)をご用意ください。

※ 表A関係性②～④→関係性を確認できる資料をご用意ください。(表A下をご確認ください。)